

**平成23年 第4回**

**仁木町議会臨時会会議録**

**(初議会)**

**開会 平成23年8月10日**

**閉会 平成23年8月10日**

**仁木町議会**

## 平成23年第4回仁木町議会臨時会議事日程

- 
- ◆日 時 平成23年8月10日（水曜日）午前10時30分 開会  
◆場 所 仁木町役場 3階議場
- 

### ◆議事日程

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第1 会期の決定  
日程第2 選挙第2号 副議長の選挙  
日程第3 議席の指定  
日程第4 常任委員会委員の選任  
追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任  
日程第5 議会運営委員会委員の選任  
日程第6 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任  
日程第7 選挙第3号 後志広域連合議会議員の選挙  
日程第8 選挙第4号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙  
日程第9 選挙第5号 北後志消防組合議会議員の選挙  
日程第10 選挙第6号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙  
日程第11 選挙第7号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙  
日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について  
平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）  
日程第13 同意第2号 仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について  
日程第14 同意第3号 仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について  
日程第15 推薦第1号 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について  
日程第16 議員派遣  
追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査

## 平成23年第4回仁木町議会臨時会会議録

開 会 平成23年 8月10日 閉 会 平成23年 8月10日

臨時議長 山下 敏 二

議 長 水 田 正 副 議 長 横 関 一 雄

## 出席議員（9名）

1 番	住 吉 英 子	2 番	嶋 田 茂	3 番	宮 本 幹 夫
4 番	大 野 雅 義	5 番	山 下 敏 二	6 番	林 正 一
7 番	上 村 智 恵 子	8 番	横 関 一 雄	9 番	水 田 正

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	三 浦 敏 幸	教育委員会委員長	高 木 僚 一
副 町 長	吉 本 潔	教 育 長	原 田 修
総 務 課 長	角 谷 義 幸	教 育 次 長	戸 嶋 新 二
財 政 課 長	西 條 廣 幸	監 査 委 員	中 西 勇
会 計 管 理 者	藤 原 聡	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
企 画 課 長	鈴 木 昌 裕	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	渡 辺 司
住 民 課 長	門 脇 吉 春		
ほ け ん 課 長	土 井 幸 夫		
農 政 課 長	川 北 享		
建 設 課 長	林 典 克		

## 議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	岩 井 秋 男
議 事 係 主 任	本 多 弘 一

## 開 会 午前10時30分

---

○議会事務局長（岩井秋男）皆様、おはようございます。

議会事務局長の岩井でございます。本臨時会は、一般選挙後、最初の議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。このため、年長の山下議員をご紹介いたします。山下議員、議長席の方へお移り願いたいと思います。

○臨時議長（山下敏二）只今、紹介されました山下です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行わせていただきます。このたびの議会は、仁木町議会議員選挙後の初議会であります。お互い当選の荣誉を浴し、顔見知りかとは存じますが、改めて議員並びに説明員から順次自己紹介をいただきたいと存じます。水田君。

○（水田議員）水田です。よろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）林君。

○（林 正一）はい。

○臨時議長（山下敏二）横関君。

○（横関一雄）よろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）上村君。

○（上村智恵子）上村智恵子です。よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）大野君。

○（大野雅義）大野でございます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）宮本君。

○（宮本幹夫）宮本でございます。よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）住吉君。

○（住吉英子）住吉英子でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）嶋田君。

○（嶋田 茂）嶋田です。よろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）三浦町長。

○町長（三浦敏幸）町長を仰せつかっております、三浦でございます。よろしくお願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）吉本副町長。

○副町長（吉本 潔）ご当選おめでとうございます。副町長3年目でございます。よろしくご指導の程、お願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）高木教育委員長。

○教育委員長（高木僚一）高木でございます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）原田教育長。

○教育長（原田 修）原田です。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（山下敏二）中西代表監査委員。

○代表監査委員（中西 勇）中西でございます。よろしくどうぞお願いいいたします。

○臨時議長（山下敏二）天野農業委員会会長。

- 農業委員会会長（天野信文）このたび、農業委員会長に選任されました天野です。よろしくお願いします。
- 臨時議長（山下敏二）渡辺選挙管理委員会委員長。
- 選挙管理委員会委員長（渡辺 司）渡辺です。よろしくお願いします。
- 臨時議長（山下敏二）次に、総務課長から順次自己紹介をお願いいたします。
- 総務課長（角谷義幸）総務課長の角谷です。よろしくお願いします。
- 財政課長（西條廣幸）財政課長の西條です。よろしくお願いします。
- 会計管理者（藤原 聡）会計管理者の藤原です。よろしくお願いいたします。
- 企画課長（鈴木昌裕）企画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。
- 住民課長（門脇吉春）住民課長の門脇でございます。よろしくお願いいたします。
- 建設課長（林 典克）建設課長の林です。よろしくお願いします。
- 教育次長（戸嶋新二）教育委員会次長の戸嶋です。よろしくお願いします。
- ほけん課長（土井幸夫）ほけん課長の土井です。よろしくお願いします。
- 農政課長（川北 享）農政課長と農業委員会の事務局長を兼務しています川北です。よろしくお願いします。
- 臨時議長（山下敏二）自己紹介が終わりました。

続いて、議会事務局職員の自己紹介をお願いいたします。

- 議会事務局長（岩井秋男）議会事務局長の岩井と申します。どうぞよろしくお願いします。
- 議事係主任（本多弘一）議会事務局の本多と申します。よろしくお願いします。
- 臨時議長（山下敏二）以上で、自己紹介を終わります。

次に、選挙後、初めての議会により、三浦町長からご挨拶をいただきたいと思います。三浦町長。

- 町長（三浦敏幸）仁木町議会議員の当選されました皆様、誠におめでとうございます。

第4回仁木町議会臨時会、初議会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日ここに、新しく選ばれた議員各位をお迎えして、謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。議員各位には、去る7月31日に執行されました町議会議員の選挙にあたり、町民の付託を担ってめでたく当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開催する運びになりましたことは、私どもにとりましても、誠に喜ばしいことでございます。過日行われました当選証書付与式の時にもご挨拶申し上げましたが、改めまして仁木町を代表し、心よりお喜びを申し上げます。このたびの町議会議員選挙は、3月11日発生の東日本大震災における福島原子力発電所事故等に関連し、泊原子力発電所と近接関係にある本町の防災計画等のあり方が焦点のひとつとなりました。もちろん、基幹産業の農業振興対策や少子高齢化による福祉問題、更には、町財政の健全運営や近隣市町村との連携による定住自立圏、一部事務組合、広域連合による取り組みなど、山積する多くの課題解決に対する町民の切なる要望や大きな期待を受けての選挙であったと存じます。このような背景から、町民の皆さんの町政並びに町議会に対する注目度、関心度はかつてないほど強く、最後まで予断を許さない激戦となりましたから、私もういふんと気をもんだところであります。見事当選されました議員の皆様は、ご本人の人格やこれまで培ってこられた識見はもとより、それぞれの町づくりに対する強い信念と限りない情熱を持った日々の実践活動が多くの町民の皆さんの心を動かした結果であると存じます。町民の皆さんに、住んで良かった、生まれて良かったと心底喜んでもらえる町づくりを進めていくためには、議会と行政が常に緊張感を保ちつつ、胸襟を開いて議論を深め実践していくことが肝要であることは申すまでもありません。私は、町民の代表であります議員の皆さんの意見を町民の切なる声と真摯に受け止め、水に溺れ火に焼かれるほどの苦痛を厭わず物事にあたる水火も辞

せずを教訓に町づくりに取り組んでまいり所存であります。町政と議会、そして、町民が一体となった協働の町づくりのために格別のご指導とご尽力を賜りますよう、切にお願い申し上げる次第であります。結びにあたり、今後とも健康にはくれぐれもご留意の上、仁木町発展のためご活躍くださいますようご祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。このたびは、誠におめでとうございます。

それでは、本臨時会に提出いたしました案件について、その概要を説明させていただきます。承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』の1件。同意第2号、第3号につきましては、仁木町監査委員として議員選出委員1名と識見選出委員1名について、選任のご同意を賜りたいというものでございます。推薦第1号につきましては、仁木町表彰条例に基づき、表彰審議会委員3名を推薦いただきたいというものでございます。格別のご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げ、第4回仁木町議会臨時会、初議会開会にあたってのご挨拶といたします。

○臨時議長（山下敏二）町長の挨拶が終わりました。

ただいまから、平成23年第4回仁木町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は、9名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（山下敏二）日程第1『仮議席の指定』を行います。

仮議席は、ただいまご着席の席順といたします。

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（山下敏二）日程第2『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第116条の規定により、臨時議長において、林君及び大野君を指名します。

### 日程第3 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（山下敏二）日程第3、選挙第1号『議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場施錠〕

○臨時議長（山下敏二）ただいまの出席議員数は、9名です。

次に、立ち会い人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立ち会い人に上村君及び宮本君を指名します。投票用紙を配布します。事務局お願いします。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（山下敏二）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下敏二）「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

〔臨時議長、投票箱点検〕

○臨時議長（山下敏二）「異状なし」と認めます。ただいまから、投票を行います。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名です。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。点呼を命じます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）お名前を呼び上げます。お二人ずつ願います。

1番・水田議員、2番・林 議員、願います。3番・横関議員、4番・上村議員、願います。5番・大野議員、6番・宮本議員、願います。7番・住吉議員、8番・嶋田議員、願います。山下臨時議長は、議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○臨時議長（山下敏二）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下敏二）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。上村君及び宮本君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（山下敏二）立ち会い人、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告します。投票総数9票。これは、先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票9票、無効投票0です。有効投票のうち、水田君5票、山下君3票、林君1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は、3票です。したがって、水田君が議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場解錠〕

○臨時議長（山下敏二）ただいま議長に当選された水田君が議場にいらっしゃいます。

仁木町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。議長に当選された水田君から発言を求められておりますので、これを許します。水田君。

○議長選挙当選人（水田 正）ただいま、議長という当選をされまして、誠にありがとうございます。

今まで議会を私は2期8年やってきました。今回で3期目でございますけれども、ここであえて、議長に立候補したわけでありまして。今まで、前山下議長が8年間、いろいろな形の中で議会活動をされてきました。それを更に継承しながらですね、これから町民に、あるいはいろいろな形の中で開かれた議会を更に推進していくということを私はまず考えていきたいとこのように思っております。まったく私は微力でございますけれども、何せ皆様方の協力なくして議会の運営はできません。どうか皆さん、よろしくご協力をお願いしたいとこのように思っております。これから4年間、微力ではございますけれども、誠心誠意頑張ってやっていきたいとこのように考えております。どうか皆様方のご協力とご指導をよろしくお願いいたしたいと思っております。簡単でございますけれども、就任のご挨拶に代えさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

○臨時議長（山下敏二）これで、臨時議長の職務はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩します。

**休 憩 午前10時56分**

---

**再 開 午前10時58分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

議事日程の追加分は、お手元に配布のとおりでございます。

---

## 日程第1 会期の決定

○議長（水田 正）日程第1『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、8月10日の1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日8月10日の1日限りとすることに決定しました。

---

## 日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（水田 正）日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

〔事務局職員、議場施錠〕

○議長（水田 正）ただいまの出席議員数は、9名です。

次に、立ち会い人を指名します。仁木町議会会議規則第31条第2項の規定により、立ち会い人に上村君及び宮本君を指名します。投票用紙を配布します。事務局よりお願いいたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（水田 正）それでは、投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）なしということでございますので、投票箱を点検します。

〔議長、投票箱点検〕

○議長（水田 正）「異状なし」と認めます。ただいまから、投票を行います。

念のため、申し上げます。投票は、単記無記名といたします。事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順次投票記載所にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。点呼を命じます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）お名前を呼び上げます。お二人ずつお願いいたします。

2番・林 議員、3番・横関議員、お願いします。4番・上村議員、5番・大野議員、お願いします。6番・宮本議員、7番・住吉議員、お願いします。8番・嶋田議員、9番・山下議員、お願いします。水田議長は、議長席で記載の上、投票願います。以上でございます。

○議長（水田 正）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「投票漏れなし」と認めます。これで、投票を終わります。

これから、開票を行います。上村君及び宮本君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（水田 正）選挙の結果を報告します。

投票総数9票。これは、先程の出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票7票、無効投票2票です。有効投票のうち、横関君が7票を獲得しております。以上のとおり、この選挙の法定得票数は、2票です。したがって、横関君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

〔事務局職員、議場解錠〕



○議長（水田 正）ただいま副議長に当選された横関君が議場にいらっしゃいますので、仁木町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

副議長に当選された横関君から発言を求められておりますので、これを許します。横関君。

○副議長選挙当選人（横関一雄）このたび、当選させていただきました横関でございます。

今後の4年間、新しく選ばれました議長についてですね、サポートをしながら与えられた職責を全うしていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

○議長（水田 正）これで、日程第2、選挙第2号『副議長の選挙』を終わります。

暫時休憩します。

**休 憩 午前11時13分**

---

**再 開 午後 2時00分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

---

### 日程第3 議席の指定

○議長（水田 正）日程第3『議席の指定』を行います。

議席は、仁木町議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定します。議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）議席番号とお名前を読み上げます。

1番、住吉英子議員。2番、嶋田 茂議員。3番、宮本幹夫議員。4番、大野雅義議員。5番、山下敏二議員。6番、林 正一議員。7番、上村智恵子議員。8番、横関一雄副議長。9番、水田 正議長。以上でございます。

○議長（水田 正）ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席にお着きいただきたいと思います。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時01分**

---

**再 開 午後 2時04分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

---

### 日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（水田 正）日程第4『常任委員会委員の選任』を行います。

常任委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済常任委員会の1常任委員会であり、その定数は9名です。議員は、地方自治法第109条第1項により、少なくともひとつの常任委員会になるものと規定されています。したがって、議員全員を指名することに決定します。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時04分**

---

**再 開 午後 2時05分**

○副議長（横関一雄）それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

ただいま総務経済常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその職責上、どの委員会にも出席して発言できる権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、ひとつの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については、辞任を認められているところでもあるため、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。本件、審議にあたって、議長は除斥となるため、あらかじめ議長には退席を求めています。

お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第1として、議題に供したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定いたしました。

### 追加日程第1 議長の常任委員会委員の辞任

○副議長（横関一雄）追加日程第1『議長の常任委員会委員の辞任』を議題とします。

お諮りします。議長の常任委員会委員の辞任について、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（横関一雄）「異議なし」と認めます。したがって、議長の常任委員会委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時07分

再 開 午後 2時11分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

休憩中に、総務経済常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。総務経済常任委員会委員長に、上村君。副委員長に林君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。正副委員長におかれましては、委員会の運営につきまして、よろしく願いいたします。以上です。

### 日程第5 議会運営委員会委員の選任

○議長（水田 正）日程第5『議会運営委員会委員の選任』を行います。

議会運営委員会委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名します。議会運営委員会委員の定数は、5名です。議会運営委員会委員には、住吉君、大野君、山下君、上村君、横関君の5名です。以上の5名の方を指名いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」ということで、認めます。したがって、ただいま指定しましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりま

したので、報告します。議会運営委員会委員長に山下君、副委員長に住吉君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。正副委員長におかれましては、議会運営につきまして、よろしく申し上げます。

---

## 日程第6 議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任

○議長（水田 正）日程第6『議会広報編集特別委員会の設置・委員の選任』を議題とします。

本件については、これまで発行してきた仁木町議会の広報誌、議会だよりを引き続き発行するため、設置するものであります。

お諮りします。本件、議会広報編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」ということで、認めます。したがって、議会広報編集特別委員会については、設置することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された議会広報編集特別委員会の委員は4名とし、その任期は議員の任期満了までといたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議会広報編集特別委員会の委員は4名とし、その任期は議員の任期満了までとすることに決定しました。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会の委員の選任については、仁木町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長より指名します。議会広報編集特別委員会委員については、住吉君、嶋田君、大野君、上村君。以上4名の方を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいま指定しましたとおり、議会広報編集特別委員会委員に選任されることに決定しました。

休憩中に、議会広報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、報告します。議会広報編集特別委員会委員長に住吉君、副委員長に嶋田君。以上のとおり互選された旨の報告がありました。正副委員長におかれましては、議会広報の編集・発行につきまして、よろしく願いいたします。

---

## 日程第7 選挙第3号

### 後志広域連合議会議員の選挙

○議長（水田 正）日程第7、選挙第3号『後志広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井局長）説明いたします。

後志広域連合議会議員の定数は、規約第7条で後志16町村の議会から各1人の16人と規定されております。したがって、当議会において被選挙人1人を規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙する

ものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議しており、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。後志広域連合議会議員に、横関君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した横関君を、後志広域連合議会議員の当選人と決めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの選挙の結果、横関君が後志広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選された横関君が議場にいらっしゃいますので、仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

## 日程第8 選挙第4号

### 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙

○議長（水田 正）日程第8、選挙第4号『北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）説明いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の定数は、規約第7条で小樽市の議会から11人、関係5か町村の議会から各2人の合計21人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人2人を規約第8条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第9条により関係市町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから2人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、2人の方を指名推選にいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選にすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北しりべし廃棄

物処理広域連合議会議員に、横関君、私、水田を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した横関君、私、水田を、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と決めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの選挙の結果、横関君、私、水田が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選された横関君、議場にいらっしゃいます。仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

## 日程第9 選挙第5号

### 北後志消防組合議会議員の選挙

○議長（水田 正）日程第9、選挙第5号『北後志消防組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）説明いたします。

北後志消防組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上です。

○議長（水田 正）説明が終わりました。この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北後志消防組合議会議員に、私、水田を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した私、水田を北後志消防組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの選挙の結果、私、水田が北後志消防組合議会議員に当選しました。

---

## 日程第10 選挙第6号

### 北後志衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（水田 正）日程第10、選挙第6号『北後志衛生施設組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）説明いたします。

北後志衛生施設組合議会議員の定数は、規約第5条第1項で、関係5か町村の町村長と議会から各1人の合計10人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人1人を規約第5条第2項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては、規約第6条により関係町村議会の議員としての任期によると規定されております。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。この選挙は、ただいま説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。北後志衛生施設組合議会議員に、私、水田を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した私、水田を北後志衛生施設組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの選挙の結果、私、水田が北後志衛生施設組合議会議員に当選しました。

---

## 日程第11 選挙第7号

### 後志教育研修センター組合議会議員の選挙

○議長（水田 正）日程第11、選挙第7号『後志教育研修センター組合議会議員の選挙』を行います。

趣旨説明を事務局長にさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）説明いたします。

後志教育研修センター組合議会議員の定数は、規約第6条第1項で、関係市町村の長及び議会議員のうちから選出するとされており、20人と規定されております。したがって、当議会において、被選挙人1人を規約第6条第2項及び第7条第1項の規定に基づき、選挙を行うものであります。なお、任期につきましては4年となっておりますが、規約第7条第1項の規定により、組合議員の任期中に関係市町村の議員が任期満了の場合の任期は、前任者の残任期間とすることとなっておりますので、このたびの選出議員の任期は平成23年8月10日から平成26年6月30日までとなります。以上でございます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。この選挙は、只今説明のとおり、議員のうちから1人を選挙するものであります。

お諮りします。選挙の方法は、休憩中に協議したとおり、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。後志教育研修センター組合議会議員に、嶋田君を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名した嶋田君を後志教育研修センター組合議会議員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、ただいまの選挙の結果、嶋田君が後志教育研修センター組合議会議員に当選しました。

ただいま当選された嶋田君が議場にいらっしゃいますので、仁木町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

## 日程第12 承認第1号 専決処分事項の承認について

### 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）

○議長（水田 正）日程第12、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）承認の第1号でございます、専決処分事項の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成23年8月10日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算、専決の第2号でございます。専決処分書。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成23年7月25日に専決処分をしたものでございます。仁木町長 三浦敏幸。次のページをおめくりいただきたいと思っております。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算、専決の第2号。平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。第1条では、歳入歳出予算の補正を謳ってございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3000円を追加いたしまして、予算の総額を33億6623万5000円とするものでございます。2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表で表しているというものでございます。平成23年7月25日専決。仁木町長 三浦敏幸。なお、詳細につきましては、西條財政課長より説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（水田 正）西條財政課長。

○財政課長（西條廣幸）承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度一般会計補正予算（専決第2号）』

について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金に12万3000円を追加いたしまして、補正後の歳入合計額を33億6623万5000円とするものでございます。次に2ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費に12万3000円を追加いたしまして、補正後の歳出合計額を33億6623万5000円とするものでございます。次に、3ページでございます。歳入歳出予算補正、事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から21款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。次に4ページ、歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございまして、右側の補正額の財源内訳であります。すべて一般財源12万3000円の増でございます。次に5ページ、歳入でございます。18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金につきましては、歳出で説明いたしますが、光ファイバーケーブルの移設工事に伴いまして、12万3000円を増額し、補正後の総額を1022万5000円とするものでございます。次に7ページ、歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費、5目、企画費12万3000円の増額補正につきましては、これは平成14年12月から仁木町の公共施設を結ぶネットワーク、これは地域イントラネット基盤整備事業で付設したものでございまして、この運用を開始いたし、議会中継等本ネットワークを利用した地域情報発信を実施しておりますが、7月19日付けで北海道電力株式会社が所有する電柱の立て替えに伴いまして、北電柱に敷設されている本町所有の光ケーブルを移設するようとの通知がございましたので、立て替えが完了した北電柱2基に光ケーブル移設工事を行うものでございます。これは、道道仁木赤井川線改良工事に伴うものでございます。移設場所につきましては、銀山2丁目463番地から銀山3丁目495番地先、銀山小学校の入口のところでございます。この2基の移設でございます。工事請負費12万3000円の補正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第2号）』は、承認することに決定しました。

## 日程第13 同意第2号

### 仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について

○議長（水田 正）日程第13、同意第2号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』を議題とします。

宮本議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

暫時休憩します。



**休 憩 午後 2時37分****再 開 午後 2時37分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、8名です。

日程第13、同意第2号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』の議事を続けます。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）それでは、同意第2号でございます、仁木町監査委員（議員選出議員）の選任について。

仁木町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。  
平成23年8月10日提出。仁木町長 三浦敏幸。記。余市郡仁木町尾根内816番地。宮本幹夫。昭和25年1月16日生まれでございます。ご案内のとおり、地方自治法第196条第1項には、監査委員を普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に対し優れた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任すると規定されております。仁木町監査委員条例で定める監査委員定数は2名でありまして、議員のうちから選任する監査委員の数は都道府県及び政令で定める市にあっては、2人または、1人、その他の市及び町村にあっては、1人とするものとなっております。このことから、本町では議員選出監査委員1人と識見監査委員1人、計2人の監査委員により行財政全般にわたっての監査をいただいております。このたびの選挙におきまして、仁木町議会議員として初当選されました宮本幹夫氏を議員から選任する監査委員として選任いたしたく、議会のご同意をお願いするものであります。皆さん既に宮本幹夫氏の経歴についてはご承知のことと存じますが、主だった経歴を申し上げます。先程申し上げましたが、生年月日は昭和25年1月16日生まれの満61歳でございます。現住所は仁木町尾根内816番地で、最終学歴につきましては、昭和43年3月に北星余市高等学校を卒業しております。職歴といたしましては、高校卒業後の昭和43年4月より家業の農業に従事しておりましたが、請われて昭和45年5月1日に銀山農業協同組合に入組。平成23年4月14日に常務理事として退任するまでの41年間という長きにわたり、農業協同組合の役職員として勤務に精励されてこられました。ご案内のとおり、この間の平成10年3月1日に仁木町の仁木・銀山両農協と小樽市、赤井川村、積丹町の各農協が合併統合し、新おたる農協協同組合となつての初代銀山支所長、平成12年8月1日に同農協の参事、平成14年4月15日からは同農協の常務理事として、9年間従事されてきたところであります。地域においては、昭和59年4月から仁木町立尾根内小学校のPTA会長も務められております。町の公職としては、仁木町就農計画認定委員会を平成14年5月30日から平成20年3月31日までの約6年間務められております。また、平成14年5月31日から平成22年4月20日までの約8年間にわたり、仁木町社会福祉協議会理事として、同協議会の運営に尽力されております。以上のとおり、宮本幹夫氏は数々の役職を歴任されており、寡黙な方と伺っておりますが、その実践活動は各界から高い評価と信頼を得ており、議員各位もご承知のことと存じます。ご案内のとおり、地域主権時代を迎え、それぞれの地方公共団体は自主性と自己決定権が拡大されましたが、その分、自己責任も大きくなってまいりました。監査委員は、このような厳しい時代の潮流を的確に受け止め、本町の財務管理、事業の経営管理、その他行財政運営に関し、住民の代表として議会とは別の角度から監視点検し、不適切なものについては、早期に指導改善をさせ、そのことを町民に知らせるという大変に重要な職務職責であります。宮本幹夫氏は、議員としては初となりますが、これまで農業協同組合役職員として豊富な実践経験を有しており、議員選出の監査委員として厳正な職責を果たしていただくには適任者であると考えます。任期は、仁木町議会議員任期の平成23年8月10日から平成27年8月9日までの4年間でございます。議員各位のご賢察をいただき、宮本幹夫氏

を議員選出の監査委員としてご同意賜りますよう、切にお願い申し上げ、選任にあたっての提案説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第2号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は起立願ひます。

〔全員起立〕

○議長（水田 正）「全員起立」です。したがって、同意第2号『仁木町監査委員（議員選出委員）の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

**休 憩 午後 2時44分**

**再 開 午後 2時45分**

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

#### **日程第14 同意第3号**

##### **仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について**

○議長（水田 正）日程第14、同意第3号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）同意の第3号でございます、仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について。

仁木町監査委員・中西 勇は、平成23年8月11日にその任期を満了するので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、仁木町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めます。平成23年8月10日提出。仁木町長三浦敏幸。記。余市郡仁木町北町1丁目39番地。中西 勇。昭和19年9月30日生まれ。議員選出監査委員の選任におきましても申し上げましたが、本町には法の規定に基づき、議員選出監査委員1名と識見監査委員1名、計2名により、行財政全般にわたっての監査をいただいております。本議案につきましては、そのうちの識見選出監査委員1名の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。このたび、再度ご同意を賜りたいといたします中西 勇氏についての経歴を申し上げます。生年月日は、先程も申し上げましたが、昭和19年9月30日生まれの満66歳でございます。住所は北町1丁目39番地で、最終学歴につきましては、昭和39年3月に北海道立倶知安農業高等学校を卒業しております。職歴といたしましては、昭和39年5月に赤井川郵便局で採用されて以来、51年4月には余市町郵便局勤務、57年3月からは仁木郵便局勤務、昭和60年4月からは蘭島郵便局総務主任、平成元年8月からは銀山郵便局長代理、平成4年6月からは忍路郵便局長、平成7年6月仁木郵便局長を経て、平成18年6月末日をもって42年間にも及ぶ郵政省並びに郵政公社職員として

の勤めを終えられ、現在に至っております。その他の役職歴といたしましては、平成7年6月から平成18年3月まで仁木町防災会議委員、平成7年11月から平成16年7月まで仁木町特別職報酬等審議会委員、平成14年7月から平成16年3月まで仁木町地域福祉計画策定委員会委員、平成16年1月から平成17年2月まで仁木町次世代育成支援対策地域協議会委員、平成18年3月から平成20年3月まで仁木町次世代育成支援対策推進協議会委員、平成7年6月から平成18年6月まで仁木町交通安全推進委員会委員、平成16年1月から平成18年6月まで仁木町社会福祉協議会理事、平成9年4月から現在まで仁木町交通安全協会理事を務めております。先程も申しあげましたが、地域主権社会の到来により、それぞれの地方公共団体は自主性と自己決定権が拡大されましたが、自己責任を大きくなってまいりました。監査委員はこのような厳しい時代の潮流を的確に受け止め、本町の財務管理、事業の経営管理、その他行財政運営に関し、住民の代表としての議会とは別の角度から監視点検し、不適切なものについては早期に指導改善をさせ、また、住民からの請求に対する的確に対処して、そのことを町民に公表するという大変に重要な職責と権限を有しております。ご承知のことと存じますが、中西 勇氏は人格高潔で衆望の信頼厚く、加えて国の機関の一員として郵便並びに金融・保険業務を長年にわたって携わっておりまして、既に平成19年8月12日から1期4年間その職責を全うしていただいております。私といたしましては、豊富な経験と優れた識見を有する監査委員として、中西 勇氏が適任であると考え再任という形で提案をさせていただいたものであります。なお、任期は平成23年8月12日から平成27年8月11日までの4年間でございます。議員各位のご賢察をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第3号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』を採決します。この採決は、起立によって行います。本件について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

〔全員起立〕

○議長（水田 正）「全員起立」です。したがって、同意第3号『仁木町監査委員（識見選出委員）の選任について』は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時52分

再 開 午後 2時54分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

## 日程第15 推薦第1号

### 仁木町表彰審議委員会委員の推薦について

○議長（水田 正）日程第15、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）推薦の第1号でございます、仁木町表彰審議委員会委員の推薦について。

仁木町表彰審議委員会委員・山下敏二、吉川純一、林 正一は、平成23年8月9日その任期を終えたので、仁木町表彰条例第4条第2項の規定に基づき、仁木町表彰審議委員会委員として議会議員3名の推薦を求める。平成23年8月10日提出。仁木町長 三浦敏幸。ご承知のとおりですね、仁木町表彰条例第1条で表彰条例の目的は町の自治、社会教育、産業、その他各般にわたって町政発展に寄与し、または、衆人の模範と認められる功労を称え表彰し、もって町の自治振興を促進するとしております。仁木町表彰条例の第4条は、表彰審議委員会についての定めでございます。第1項は、第2条に定める被表彰者を選考するために、仁木町表彰審議委員会を設置するというものでございます。第2項では、委員は町長及び町議会の推薦する議員3名並びに町民で学識経験を有する者3名の7名をもって組織し、町長が委嘱するとあります。第3項は、委員の規定で学識経験を有する者から選出した者については3年とし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。その他の者については、その在職期間とするとなっておりますので、学識経験委員の任期は平成24年9月30日までであり、議会推薦委員の3人の任期は、議員任期同様の平成23年8月10日、本日から平成27年8月9日までの4年間となります。私も委員の1人でありまして、任期は平成25年5月12日までとなっております。以上のとおり、本件につきましては、仁木町表彰条例第4条第2項の規定に基づき、議員3名を表彰審議委員会委員としてご推薦をお願いするものでございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（水田 正）説明が終わりました。

本件については、休憩中において3名の議員を推薦することに決定しております。事務局長から報告をさせます。岩井局長。

○議会事務局長（岩井秋男）報告をいたします。

議会から推薦する議員は、水田議長、横関副議長、山下議員。以上、3名の方でございます。

○議長（水田 正）お諮りします。局長報告のとおり、推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、推薦第1号『仁木町表彰審議委員会委員の推薦について』は、横関君、山下君、私、水田、以上3名の議員を推薦することに決定しました。

## 日程第16 議員派遣

○議長（水田 正）日程第16『議員派遣』を議題とします。

お諮りします。本件については、8月24日、黒松内町で開催されます後志町村議会議長会主催による議員研修会に全議員を派遣するものであります。お諮りします。本議員研修会に、全議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、8月24日、黒松内町で開催されます研修会へ、全議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。先程、上村総務経済常任委員会委員長から、所管する事務事項について、山下議会運営委員会委員長から、次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、住吉議会広報編集特別委員会委員長から、

議会広報の編集に関して、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査についての申し出がありました。お諮りします。委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査を日程に追加し、追加日程第2として、議題に供したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査を日程に追加し、追加日程第2として、議題に供することに決定しました。

## 追加日程第2 委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査

○議長（水田 正）追加日程第2『委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査』を議題とします。

お諮りします。総務経済常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会広報編集特別委員会委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の所管事務調査及び継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時01分

再 開 午後 3時01分

○議長（水田 正）休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまの出席議員は、9名です。

三浦町長から、発言の申し出がありますので、これを許します。三浦町長。

○町長（三浦敏幸）初議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げたいと存じますが、その前に本日の臨時議会におきまして、水田議長並びに横関副議長、議員選出監査委員、総務経済常任委員長、議運委員長、広報特別委員長、各副委員長をはじめ、北後志消防組合・衛生施設組合議会議員、北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員、後志広域連合議会議員、後志教育研修センター組合議会議員が議員各位の総意により決定されましたので、仁木町を代表いたしまして心からお祝いを申し上げる次第でございます。また、山下前議長におかれましては、議会を代表し、2期8年間、町政発展のために格別のご尽力を賜り、誠にありがとうございました。ご案内のとおり、現行自治制度が日本国憲法と同時に施行されてからすでに64年を経過し、その間、住民福祉向上のための諸制度が充実されてきたとはいえ、まだまだ地方にとっては充分でないことはご案内のとおりでございます。釈迦に説法のような言い回しで恐縮ではありますが、地方における諸課題、とりわけ現在、仁木町が抱えている行財政上の諸課題を着実に一つひとつ解決していくためには、町民の負託を受けられました議員各位と行政がともに切磋琢磨し、真に町民の求める行財政運営をしていかなければならないと考えます。水田議長、横関副議長、宮本監査委員ほか、各役職に選任されました皆様は、議会及び議員としての規律・秩序保持に精通されている方、また、高い見識を持たれている方ばかりでありますから、私としても心から信頼し、車の両輪のごとくバランスを保ちながら今後のまちづくりに不退転の決意をもって、その任にあたってまいる覚悟でございます。議員各位におかれましては、これまで培ってきた豊富な経験と卓越した手腕や統率力を遺憾なく発揮され、これまでも増して円滑な議会運営と仁木町発展のため、なお一層のお力添えを賜りますよう切にお願い申し上げます。また、健康にはくれぐれもご留意されまして、今後ますます活躍されますようお祈り申し上げ、仁木

町代表してのお祝いの言葉といたします。結びに、初議会におきまして提案いたしました案件すべてについて、ご決定を賜り衷心より感謝を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。本臨時会、誠にありがとうございました。  
○議長（水田 正）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水田 正）「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会は、これで閉会することに決定しました。  
これで、本日の会議を閉じます。平成23年第4回仁木町議会臨時会を閉会します。初議会でのご審議、大変ご苦勞様でございました。

閉 会 午後 3時05分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員

平成23年第4回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 平成23年8月10日(1日間)  
 (開会～午前10時30分 / 閉会～午後3時05分)

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
選挙第1号	議長の選挙	H23.8.10	当 選 (水田 正)
選挙第2号	副議長の選挙	H23.8.10	当 選 (横関一雄)
選挙第3号	後志広域連合議会議員の選挙	H23.8.10	当 選 (横関一雄)
選挙第4号	北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙	H23.8.10	当 選 (水田 正) (横関一雄)
選挙第5号	北後志消防組合議会議員の選挙	H23.8.10	当 選 (水田 正)
選挙第6号	北後志衛生施設組合議会議員の選挙	H23.8.10	当 選 (水田 正)
選挙第7号	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	H23.8.10	当 選 (嶋田 茂)
承認第1号	専決処分事項の承認について 平成23年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)	H23.8.10	承認可決
同意第2号	仁木町監査委員(議員選出委員)の選任について	H23.8.10	同意可決 (宮本幹夫)
同意第3号	仁木町監査委員(識見選出委員)の選任について	H23.8.10	同意可決 (中西 勇)
推薦第1号	仁木町表彰審議委員会委員の推薦について	H23.8.10	推 薦 (水田 正) (横関一雄) (山下敏二)